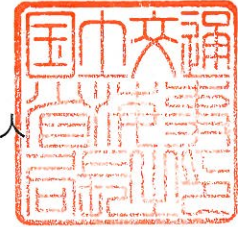




国海査第 279 号の 2
平成 24 年 10 月 22 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 模田 實 殿

国土交通省 海事局長
森 雅 人



型式承認試験基準の制定について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を別紙のとおり制定することとしましたので、ご連絡いたします。

なお、本承認試験基準は、平成 24 年 10 月 22 日から適用されます。

記

別紙 搜索救助用位置指示送信装置の型式承認試験基準



11月3日

搜索救助用位置指示送信装置の型式承認試験基準について

国際海事機関(IMO)の第83回海上安全委員会(MSC83)において、生存艇用の全世界的な海上世界海上遭難安全システムの対象機器として搜索救助用位置指示送信装置(通称「AIS-SART」)の性能基準が平成19年10月8日に決議MSC.246(83)として採択されました。

本決議は、平成22年1月1日以降に船舶へ搭載される搜索救助用位置指示送信装置に適用されていますが、我が国においては当該装置の製造者が存在していなかったため型式承認試験基準を定めておりませんでした。

今般、搜索救助用位置指示送信装置の型式承認取得希望があり、我が国内においても当該装置の型式承認試験基準を制定する必要が生じたことから、技術基準への適合性を確認するための型式承認試験基準(試験方法及び判定基準)を決議MSC.246(83)、IEC61097-14 Ed.1及びJIS F 0812:2006に基づき制定しました。

なお、搜索救助用位置指示送信装置の整備基準等については、現在当該装置の整備手順等が制定されておりませんが、別途、措置することとします。